

審 議 経 過

NO. 1

<p>1 開会</p> <p>2 会長の選任及び職務代理者の指名</p> <p>3 審議</p> <p>(1)「伊万里市人権教育・啓発に関する基本方針」推進計画に係る具体的施策の推進状況について</p> <p>〔説明〕別添資料に基づいて、事務局から説明</p> <p>(委員A)例えば5か年計画で、その年が施工の年度ではなかった場合など、施策によっては評価の仕方が難しいという説明があった。ハード事業とソフト事業を分けて考え、ハード整備事業については累積で評価してはどうか。ソフト事業については毎年実施する必要があるかしのれないが、年度計画に基づくものは累積で評価すれば良いのではないかと思う。</p> <p>(事務局)長期的な計画に基づき、施工しない年度もあると思うが、そのような年度の評価は難しい。統一的な評価の仕方を人権・同和対策課から提案し、担当課が評価しやすく、市民の方にも分かりやすい方法に改善していきたい。</p> <p>(委員B)4点ほど質問します。8ページの40番、出不足金の性差についての施策がB判定。平成6年度に女性政策室ができた時からのテーマである。私の住む地区は、大人が出られなくても子が出れば可となっている。今でも見直しが難しい地区は、どのくらいあるのか。</p> <p>(事務局)担当の企画政策課が把握しているところによると、1地区と認識している。以前、話し合いに出向いたが、地域の事情により、進んでいないようである。担当課としても苦労していると聞いた。</p> <p>(委員B)そのような事情なら仕方ない。</p> <p>(委員B)11ページの58番、家庭教育学級の開設について、E判定の理由「本施策に関わる事業を家庭教育講座で取り組むことは非常に困難」とは、どういうことなのか。</p> <p>(生涯学習課)18ページの108番も同じように開催していない。この2つは削除をご提案したい。家庭教育の観点から申し上げさせていただくと、家庭は教育の出発点であり基礎的素養を育むところで、本市教育の基本方針でも定められているところである。家庭教育とは、家庭内で行う教育的行為、生涯学習のことである。代表的なものとして「しつけ」がある。したがって家庭教育における支援の対象者は、子どもではなく保護者となる。教育分野で行う家庭教育支援とは、保護者の学びの場の提供。そういうことで計画を挙げた。保護者を対象とした支援は教育委員会全体で取り組んでいる。PTA、育友会の研修等、保護者を含む研修を数多く実施している。一方、中央公民館やコミュニティセンターの生涯学習講座では、地域の実情に応じた内容を企画実施していて趣味や社会スポーツ、世代間交流に係る講座が開催されて</p>

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

NO. 2

いることから、家庭教育講座という分野について男女平等の意識の醸成や子育て支援の充実に関する部分というのはニーズ、優先順位が低いのではないかと分析している。従って地域では家庭教育講座を実施していないが、市全体としては数多く実施しているので、充足していると考えている。

（委員B）理解しました。

次の質問です。35ページの228番、外国人労働者の受け入れ企業等への支援について、E判定の理由に「外国人を受け入れている他の企業からも要望がないため」と書かれている。要望があれば市として支援するのか。支援するというお知らせはしているのか。

（事務局）企業誘致・商工振興課によると、Eと判定した理由については、佐賀西部アパレル組合が受け入れた外国人技能実習生の入国後の、日本語・文化・生活習慣などの研修費補助として、市から組合に対し、例年、補助金の支出を行ってきた中で、令和元年度に、組合側から「少額補助でもあり、組合単独での対応が可能である」ということで、補助金支援の辞退の申し出がなされ、事業廃止になったためであるとのこと。ただ、これにより直ちに計画の取組み事業がなくなるということではなく、企業誘致・商工振興課では、市内に、アパレル業界に限らず、造船、医療など様々な業界、分野において技能実習生だけでも約450人いるという、今日の外国人の就労状況を念頭に、まちづくり課多文化共生係との連携により、座学や市民との交流の場づくりなどに取り組んでいきたい、ということである。

（委員B）わかりました。

（委員B）40ページの257番、インターネット上のモニタリングについて、県内の担当課が一緒になり、実施に向けて協議していると理解してよいのか。

（事務局）県内の担当課で構成している協議会で、モニタリングを行っている自治体に視察に行ったり、問題点を集約したりしながら計画を進めている。佐賀県が少しずつモニタリングを始めているので、助言を求めたりしている。本市においても、どのようなやり方が効果的なのか、教育委員会と協議を進めており、今年度中に着手できればと思っている。

（2）令和2年度の人権教育・啓発活動について

〔説明〕別添資料に基づいて、事務局から説明

（委員C）YouTube「じんけんかわらばん」は、時代を取り入れた良い取り組みだと思う。手話通訳者も出演しているのが評価できる。さらには、難聴者の方への配慮として、字幕も加えていただけたらもっと良くなると思う。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

NO. 3

(生涯学習課) そのように手配したい。

(委員 D) 「じんけんかわらばん」はすごく良い。何度かやるうちに結果が出てくると思うのでそれに期待したい。発する側、受け止める側の PR をしっかりやることも大事。

(3) 視察研修の中止について

〔説 明〕事務局から説明

※質疑なし

4 報告事項

(1) 人権問題に関する市民意識調査について

〔説 明〕別添資料に基づき、調査内容について事務局から報告

(委員 B) 簡潔に書かれていてよいが、「じんけんかわらばん」について触れていないのがもったいない。「じんけんかわらばん」を見てもらうように仕掛けづくりができれば良かった。別の用紙でもいいので、同封できないのか。

(生涯学習課) 準備の都合上、対応が困難であり、別の形で市民への周知に努めたい。

(委員 E) 前回の 20 歳以上を 18 歳以上に引きあげたことについて説明があった。一方で、80 歳未満とするのには根拠があるのか。

(生涯学習課) 従来からの年齢設定であり、他の実施自治体と足並みも揃っている。ご自身で回答していただくということを念頭に置いた高齢者への配慮である。

(委員 E) 18 歳以上というのも、もう少し下げても良いのではないか。上も 80 歳以上でも良いように思う。

(生涯学習課) 今後へ向け、研究のうえ検討したい。

※主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。